

別表六の二(三)
「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。

試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除に関する明細書		連 結 事 業 年 度	：	：	法人名							
試験研究費の額の合計額 (別表六の二(三)付表「2」)	1	円	税	額	控	除	限	度	額	13	(12) > 5% の場合 $\frac{9}{100} + ((12) - \frac{5}{100}) \times 0.3$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	
	2		控	除	割	合	の	計	算	14		(12) ≤ 5% の場合 $\frac{9}{100} - (\frac{5}{100} - (12)) \times 0.1$ (小数点以下3位未満切捨て) (0.06未満の場合は0.06)
	3		税	額	控	除	割	合		15		税 額 控 除 割 合 (13) 又は (14) ((10) = 0 の場合は0.085)
	4		税	額	控	除	限	度	額	16		(1) × (9) 又は (15)
控除対象試験研究費の額の合計額の計算											円	
平均売上金額の合 (各連結法人の別表六の二(七)「5」)												
試験研究費	$\frac{(1)}{(5)}$											
税額控除割合の計算												
連前に開始した連結事業年度が平成29年4月1日	(6) ≥ 10% の											
増減試験研究費割合の計算												
比較試験研究費の合計額 (各連結法人の別表六の二(七)「10」の合計)	10	円										
増減試験研究費の額 (1) - (10)	11											
増減試験研究費割合 $\frac{(11)}{(10)}$	12											
当期税額基準額 (17) × (0.25又は(0.25 + (18)))	19										円	
当期税額控除可能額 (16) と (19) のうち少ない金額	20											
調整前連結税額超過構成額 (別表六の二(二十四)「7の①」)	21											
法人税額の特別控除額 (20) - (21)	22											

「22」欄
 試験研究費の総額に係る税額控除を適用している場合

① 「租税特別措置法の条項」欄：「平成29年旧措置法第68条の9第1項」※1又は「第68条の9第1項」※2

② 「区分番号」欄：「10546」※1又は「10578」※2

③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

※1 平成29年旧措置法第68条の9第1項（区分番号：「10546」）
 平成29年4月1日前に開始した連結事業年度

※2 第68条の9第1項（区分番号：「10578」）
 平成29年4月1日以後に開始した連結事業年度

別表六の二(三)
 平二十九・四・一以後終了連結事業年度分